

医政発 0805 第 8 号
令和 2 年 8 月 5 日

各
〔 都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 長
特 別 区 長 〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」の一部改正について

病院における患者等の食事の提供の業務を委託する場合は、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成 5 年 2 月 15 日付け健政発第 98 号厚生省健康政策局長通知。以下「局長通知」という。)、「病院、診療所等の業務委託について」(平成 5 年 2 月 15 日付け指第 14 号厚生省健康政策局指導課長通知)においてその具体的な業務の運用について定めているところである。

今般、「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 46 号)が平成 30 年 6 月 13 日に公布され、また、改正法の施行に伴う関係政省令が令和元年 11 月 7 日及び同年 12 月 27 日に公布されたことにより、「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」(令和 2 年 8 月 5 日付け薬生食監発 0805 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知)が発出され、集団給食施設の取扱いについて変更されたことに伴い、局長通知における食品衛生法に係る内容を別添のとおり改正することとしたので、改正内容を御了知の上、その実施に遺漏なきようお願いする。

なお、HACCP に沿った衛生管理及び食品衛生責任者の選任については、令和 3 年 6 月 1 日までは経過措置期間として、その間は従来の基準が適用されることを申し添える。

○「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成5年2月15日付け健政発第98号厚生省健康政策局長通知）

新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">健政発第98号 平成5年2月15日</p> <p style="text-align: center;">【最終改正】医政発0805第8号 令和2年8月5日</p> <p>（略）</p> <p>第一～第二 （略）</p> <p>第三 業務委託に関する事項 1～3 （略）</p> <p>4 患者等の食事の提供の業務（新省令第9条の10関係） （1）患者等の食事の提供の業務の範囲及び委託方法に関する事項 ア～イ （略） ウ 食品衛生法との関係 <u>「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第46号。）の施行により、営業以外の場合で病院におい</u></p>	<p style="text-align: right;">健政発第98号 平成5年2月15日</p> <p>（略）</p> <p>第一～第二 （略）</p> <p>第三 業務委託に関する事項 1～3 （略）</p> <p>4 患者等の食事の提供の業務（新省令第9条の10関係） （1）患者等の食事の提供の業務の範囲及び委託方法に関する事項 ア～イ （略） ウ 食品衛生法との関係 <u>病院外の調理加工施設を使用して患者等給食の調理を行う場合には、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基</u></p>

て継続的に不特定又は多数の者に食品を提供する集団給食施設の設置者又は管理者は、都道府県知事等に営業届出を行うこととされたこと。ただし、1回の提供食数が20食程度未満の、少数特定の者に食品を供与する営業以外の給食施設については届出を不要とすること。

また、営業届出の対象となる集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を設置するとともに、食品衛生施行規則（昭和23年厚生省令第23号）に規定された基準に従い、公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守することとされたこと。公衆衛生上の措置には、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理も含まれるが、従来示されている「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85号生活衛生局長通知）はHACCPの概念に基づき作成されており、引き続き当該マニュアルの活用等により対応が可能であること。

なお、食品衛生法の改正に伴う営業許可制度の見直しにより、病院が外部事業者_{（注）}に調理業務を委託している場合、院内調理であっても、当該受託事業者は通常の営業者と同様に飲食店営業の許可を受けなければならないと整理されたこと。

エ 調理方式
（略）

づく営業の許可の対象になること。したがって、これらの調理加工施設は食品衛生法等関係法令を遵守しなければならないものであること。

なお、「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日付け衛食第85号生活衛生局長通知）により「大量調理施設衛生管理マニュアル」が示されているところであるが、病院外の調理加工施設を使用して患者等給食の調理を行う場合については、通知に十分留意し、適切な衛生管理を行うこと。

また、通知で定められた以外にも、必要に応じ重要管理点を定める場合には、HACCP（危害分析重要管理点）の概念に基づく適切な衛生管理を行うこと。

エ 調理方式
（略）

ただし、いずれの調理方式であっても、HACCPの考え方を取り入れた適切な衛生管理が行われている必要があること。

オ～キ (略)

(2) 人員に関する事項

ア 受託責任者

(ア) (イ) (略)

(ウ) 食品衛生責任者との関係

受託責任者は、食品衛生責任者を兼務しているか、あるいは食品衛生責任者と密接に連携することができること。

(エ) (略)

イ～エ (略)

(3) 施設、設備及び食器に関する事項

ア 施設、設備及び食器の衛生管理

患者等給食に係る施設、設備及び食器については、病院内の給食施設及び病院外の調理加工施設いずれにおいても、HACCPの考え方を取り入れた適切な衛生管理が行われ、衛生状態が常に良好に保たれている必要があること。

ただし、いずれの調理方式であっても、HACCPの概念に基づく適切な衛生管理が行われている必要があること。

オ～キ (略)

(2) 人員に関する事項

ア 受託責任者

(ア) (イ) (略)

(ウ) 食品衛生責任者との関係

食品衛生責任者の配置が義務付けられている場合には、受託責任者は、これを兼務しているか、あるいは食品衛生責任者と密接に連携することができること。

(エ) (略)

イ～エ (略)

(3) 施設、設備及び食器に関する事項

ア 施設、設備及び食器の衛生管理

患者等給食に係る施設、設備及び食器については、病院内の給食施設及び病院外の調理加工施設いずれにおいても、HACCPの概念に基づく適切な衛生管理が行われ、衛生状態が常に良好に保たれている必要があること。

薬生食監発0805第3号
令和2年8月5日

厚生労働省医政局地域医療計画課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う
集団給食施設の取扱いについて

「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第46号。以下「改正法」という。)については、平成30年6月13日に公布され、また、改正法の施行に伴う関係政省令が令和元年11月7日及び同年12月27日に公布されたところ です。

この改正により、令和2年6月1日から、原則、全ての食品等事業者は、HACCPに沿った衛生管理を実施することとなったこと及び食品衛生責任者を選任することとなったことに加え、令和3年6月1日からは、営業許可の対象とならない業種の営業者については、施設の所在地を所管する都道府県知事等に営業の届出をしなければならないこととなります(ただし、HACCPに沿った衛生管理及び食品衛生責任者の選任については、施行から1年間は経過措置期間とし、その間は従来の基準が適用されます。また、営業の届出については、令和3年6月1日の施行日時点において現に稼働している施設については、6ヶ月間の経過措置期間が設けられています)。

これらの規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設(以下「集団給食施設」という。)についても準用されることから、貴課が所管する関係機関又は施設に対して、下記の点を踏まえて、制度の周知をし、必要に応じて指導を行っていただきますよう、御協力方よろしくお願いいたします。

記

一 HACCP に沿った衛生管理について

- (1) 従来通知している「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添 最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号）」（※1）は、HACCPの概念に基づき策定されていることから、既にこれに従って衛生管理を実施している場合は、新たな対応は生じないこと。これまで「大量調理施設衛生管理マニュアル」を活用していない中小規模等の集団給食施設においては、関係業界団体等が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書（※2）を参考にしてHACCPに沿った衛生管理を実施することも可能なこと。

※1：「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添 最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号）」（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000168026.pdf>）

※2：小規模な一般飲食店向けや旅館・ホテル向けの手引書等（厚生労働省ホームページ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html））

- (2) 食品衛生責任者には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、調理師、栄養士等のほか、都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者を当てるのが可能であること（※）。講習会の開催予定等の詳細については管轄の保健所等に確認されたいこと。

※食品衛生責任者は次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 食品衛生法第30条に規定する食品衛生監視員又は第48条に規定する食品衛生管理者の資格要件を満たす者
- (2) 調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、と畜場法第7条に規定する衛生管理責任者若しくは第10条に規定する作業責任者又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条に規定する食鳥処理衛生管理者
- (3) 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者

二 営業の届出について

- (1) 集団給食施設の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について、施設の所在地を管轄する保健所等に届け出ること（令和3年6月1日の施行日時点において現に稼働している集団給食施設については、令和3年11月30日までに届け出ること。）。また、電子申請システムによる届出も可能となること（※）。

※食品衛生申請等システム リーフレット (<https://www.mhlw.go.jp/content/000649302.pdf>)

- (2) なお、施設の設置者又は管理者が、調理業務を外部事業者に委託する場合、施設の調理場を使用するか否かにかかわらず、受託事業者は令和3年6月1日までに通常の営業と同様に飲食店営業の許可を受ける必要があること。

三 少数特定の者を対象とする給食施設について

1回の提供食数が20食程度未満の給食施設については、HACCPに沿った衛生管理、食品衛生責任者の選任及び営業の届出の規定は適用されないこと。その場合であっても、上記手引書や「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について（平成9年6月30日付け衛食第201号）」（※）等を参考に、自主的な衛生管理の徹底及び向上に努められたいこと。

※「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について（平成9年6月30日付け衛食第201号）」 (https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta5920&dataType=1&pageNo=1)

参考

「HACCPに沿った衛生管理の制度化に関するQ&A」（令和2年6月1日最終改正） (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000153364_00001.html)